

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 会議室移動間仕切り交換設置業務
- (2) 仕様・規格 仕様書による
- (3) 数 量 仕様書による
- (4) 履 行 期 限 令和5年3月31日
- (5) 履 行 場 所 仕様書による

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号、第13号及び第14号）を提出し、その審査に合格した者であること。

## 3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年12月1日～12月19日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）  
（令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。）

## 5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年12月13日10時00分

## 6 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日 時 令和4年12月21日10時00分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和4年12月20日正午までとする。

## 7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

## 10 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和4年12月1日

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 三野 雅弘

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)）を御覧ください。

## 仕 様 書

1. 件 名 会議室「移動間仕切り」交換設置業務

2. 業務概要 九州漁業調整事務所会議室に設置している「移動間仕切り」を交換設置すること。

3. 業務内容

- (1) 九州漁業調整事務所会議室に既設しているスライディングドア12枚（タチカワブラインド製）及びレール等を撤去すること。
- (2) 別紙内訳書に示す仕様・規格のとおり、「移動間仕切り」を設置すること。
- (3) (2) の設置にあたり、必要なレール等を設置すること。
- (4) 既設の壁面框及び天井裏遮音壁を維持すること。なお、(3) の設置にあたり、既設の壁面框及び天井裏遮音壁を撤去して新設することは可とする。
- (5) (2) 及び(3) にかかる詳細図、平面図・展開図を作成して提出すること。
- (6) レール取付に必要な天井、解体、復旧業務に関しては本業務に含むこととする。

4. 履行場所 九州漁業調整事務所会議室

5. 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

6. その他

- (1) 本業務に当たって知り得た事項については、いかなる場合においても第三者に漏らしたり、他の目的に利用しないこと。
- (2) 業務完了後は、検査職員立会の下、設置状況の確認を行い、検査の合格をけること。
- (3) 業務により発生した撤去物等は、所定の産業廃棄物処理手続きを踏み、廃棄すること。
- (4) 業務完了後に不具合が発生した場合は、向こう1年間にわたり受注者の負担で当該箇所の保守を行うこと。
- (5) その他、詳細については担当者と協議の上、実施するものとする。

## 内 訳 書

### (1) 移動間仕切り設置箇所及び枚数

- ① 第1、第2会議室の間
  - ・ 普通パネル 5枚
  - ・ テレスコパネル 1枚
  - ・ S L W=7,056.4mm
  - ・ W=7,082mm
- ② 第2、第3会議室の間
  - ・ 普通パネル 5枚
  - ・ テレスコパネル 1枚
  - ・ S L W=7,056.4mm
  - ・ W=7,082mm

### (2) 移動間仕切りの仕様規格（／枚）

| 項 目                      | 仕様規格            |
|--------------------------|-----------------|
| 高さ                       | 2,600mm         |
| 幅                        | 1,163mm         |
| 厚さ                       | 80mm以内          |
| テレスコパネル範囲<br>(テレスコパネルのみ) | 80mm            |
| 遮音性能【500Hz時】<br>音響透過損失   | 45dB以上          |
| その他                      | 日本メーカーの製品であること。 |